



新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する対応方針について (5月7日更新)

2020年5月7日

日本ソフトウェア株式会社

広報室

日本ソフトウェア株式会社は、「新型コロナ対応の特別措置法」に基づく「緊急事態宣言」の終了日が5月31日(日)に変更されたことを受け、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する対応方針を更新致しました。

お客様やお取引先の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況や規制の変更によっては、対応が変わる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 業務上の対応

- (1) 不要不急の外出は控え、お客様への訪問が可能な場合も、最小限の人数で、可能な限り短時間の面談とさせていただきます。
- (2) 社内外問わず、会議についてはオンライン会議を有効活用し、閉じられた空間に人が集まらないよう配慮します。
- (3) 緊急を要する業務を除き、国内外問わず社員の出張を控えます。
- (4) 弊社へのご来社につきまして、原則として控えて頂くこととし、やむなくご来社頂く場合も、最小限の人数で可能な限り短時間のご面談とさせていただきます。(追加)
- (5) お客様からご要請があったお客様常駐社員を対象に、業務上の支障が生じないよう準備を行った上で、テレワーク(在宅勤務)を実施致します。(追加)

2. 従業員が罹患した場合、罹患の疑いがある場合の対応

- (1) 従業員が罹患した場合
速やかに医療機関および保健所等に報告し指示に従います。
- (2) 従業員が感染者と濃厚接触が疑われる場合
 - ① 症状の有無にかかわらず政府のガイドラインに従い自宅待機又は在宅勤務としま

す。

②風邪症状や 37.5 度以上の発熱が認められる社員には、自宅待機と医師の診察を指示します。37.5 度以上の発熱が 4 日以上継続した場合は、速やかに医療機関および保健所等に報告し指示に従います。

3. オフィスにおけるソーシャルディスタンスの確保 (追加)

社内における 3 つの密 (密閉、密集、密接) を回避するため、各オフィス間、及びオフィス内の居室における社員の分散配置、座席のレイアウト変更を実施致します。

4. 政府からの休校、休園要請への対応 (更新)

政府から全国の小中学校・高校・特別支援学校に対し、5 月 31 日までの間において、臨時休校の要請があったこと等を踏まえ、以下の対応と致します。

(1) フレックスタイムの活用

フレックスタイムが実施可能な社員については、子どもの世話が必要な時間帯に応じた活用を行います。

(2) 在宅勤務の実施

休校、休園により、小学校 6 年生までの子、及び特別支援学校に通う子の世話をを行う必要のある社員について、在宅勤務を実施致します。

5. その他

(1) 外出時におけるマスクの着用を社員に推奨します。

(2) 小まめな手洗い、うがいを社員に推奨します。

(3) 通院、生活必需品の購入等、生活に必要な外出を除き、曜日、時間を問わず外出を自粛するよう社員に徹底致します。(追加)

今後も社内外への感染被害抑止と当社社員の安全・健康確保を最優先に、政府、及び地方自治体の方針に基づき、弊社の対応方針を迅速に決定してまいります。

関係者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下余白